平成２２年（フ）第１６号
兵庫県明石市魚住町長坂寺442―12
債務者　一宮　一郎
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
神戸市西区伊川谷町有瀬728―１―306、旧住所神戸市中央区中山手通１丁目20―15
債務者　野上かおる
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
神戸市西区押部谷町福住579―１県住11―105
債務者　牧田　典子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
神戸市西区押部谷町福住579―１県住11―105
債務者　牧田　敬士
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1483―１県住１棟23号
債務者　西脇あゆみ
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
兵庫県明石市大久保町西島145―１―101
債務者　栗山　　浩
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
兵庫県明石市大久保町西島145―１―101
債務者　栗山　敏美
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
兵庫県明石市東山町3773―32
債務者　東福吉こと　金　　福吉
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
兵庫県明石市大久保町大久保町710―102
債務者　奥田　道和（旧姓松井・原・河野）
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４５１号
山口県下関市熊野西町９番28―207号、前住所山口県下関市川中豊町１丁目４番６号
債務者　青山　健治
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４６２号
山口県下関市菊川町大字下大野339番地４
債務者　大林　　毅
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
山口県下関市伊倉新町４丁目２番24号　アメニティ・ハイツ205号、前住所山口県下関市豊北町大字粟野2108番地
債務者　尾潟　早苗
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
山口県下関市新地西町10番17―802号　ワタベビル
債務者　田中　尚子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８号
富山市豊田本町４丁目24番11号
債務者　近藤由紀子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０号
富山市稲代211番地12、前住所富山市下大久保1323番地　雇用促進住宅
債務者　武島由美子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６号
青森市大字安田字近野438番地27
債務者　村上　　剛
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９号
千葉県松戸市新松戸７丁目349番地の３
債務者　岡本真知子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７５号
千葉県松戸市竹ケ花40番地の10　シェルガーデンＤ－２号
債務者　小林美佐子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部